

指定居宅介護支援

利用契約書

利用者 _____ 様

事業者 居宅介護支援事業所とおわ

居宅介護支援契約書

_____様(以下「利用者」という)と合同会社 f i k a が管理運営する、居宅介護支援事業所とおわ(以下「事業者」という)が行う介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業又は第 1 号介護予防支援事業(以下「事業」という)は、事業者が利用者に対して行う事業について次のとおり契約します。

第 1 条 (この契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の各号に定める事業を行います。

- (一) 利用者が居宅サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境や利用者及びその家族の希望等を踏まえて、居宅サービス計画を作成すること。
- (二) 居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者と連絡調整その他便宜の提供を行うこと。

第 2 条 (契約期間)

- (一) この契約の契約期間は契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- (二) 前項の契約満了日の 7 日前までに利用者から文書による解約の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

第 3 条 (介護支援専門員)

- (一) 事業者は、利用者への事業を担当する介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という）を任命し、利用者にその氏名を連絡します。
- (二) 事業者は、介護支援専門員を変更するときは、事前に利用者にその旨を説明した上、新たに任命した介護支援専門員の氏名を文書で通知します。
- (三) 事業者は、介護支援専門員に身分証を常に携帯させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められた場合には、これを提示させます。

第 4 条 (要介護認定の申請等の援助)

- 1 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員等に担当させ、要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、及び居宅サービスの種類の変更（以下「要介護認定等」という）の申請を援助します。

- (一) 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な援助を行うこと。
 - (二) 利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに要介護認定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。
 - (三) 利用者が要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者の要介護認定有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行うこと。
- 2 前項の申請について利用者が希望する場合は、事業者は当該申請を代行して行います。
- 3 事業者は、利用者から要介護認定にかかる申請の代行を依頼された場合は、利用者が申請に必要な資料を提出しない、申請に必要な協力に応じない等の正当な理由がない限り、依頼の日から3日(申請機関開庁日)以内に申請手続きを終了します。

第5条(事業の内容)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者及びその家族の意思を十分尊重し、事業を行います。

- (一) 利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握すること。
- (二) 利用者の居宅サービス区分ごとの支給限度額を説明した上で、その地域における居宅サービス事業者らに関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- (三) 提供される居宅サービスの目標、その達成時期、居宅サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (四) 作成した居宅サービス計画の原案に基づいて、サービス担当者会議の開催、又は、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について専門的な見地からの意見を求めること。
- (五) 居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ること。
- (六) 居宅サービス計画書を作成した際には、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (七) 居宅サービス計画を作成後、居宅サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて、居宅サービスの変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (八) 前号に規定する実施状況の把握に当っては、利用者及びその家族、居宅サービス(介護予防)事業者等との連絡調整を継続的に行うこととし、特段の事情がない限りは、少なくとも月一回、介護予防等については少なくとも3ヶ月に一回利用者の居宅を訪問し面接を行い、モニタリングの結果を記録すること。

- (九) 居宅サービス計画の変更の際は、サービス担当者会議を開催し専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (十) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望される場合には、紹介その他の便宜を行うこと。
- (十一) 介護保険施設等から退院、又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。ただし、やむをえない事情により援助できない場合には、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど必要な措置を講じること。
- (十二) 利用者が訪問看護（介護予防）、通所リハビリテーション（介護予防）等の医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な際には、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めること。
- (十三) 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置づける場合には、当該医療系サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行う。また、医療系サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- (十四) 居宅サービス計画（介護予防）に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与を受けるに必要な理由を記載するとともに、福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、その理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (十五) 居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (十六) 利用者が、要介護認定から要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (十七) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な援助を行うこと。

第6条（給付管理）

事業者は利用者に係る居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、宮城県国民健康保険団体連合会に送付します。

第7条（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置するとともに担当者を明示し、自ら提供した事業又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに関する利用者の相談、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

第8条（善管注意義務）

事業者は、利用者から委託された業務を行うに当たっては、善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

第9条（情報の収集）

- 1 事業者及び介護支援専門員は、利用者又はその家族に関する情報を収集するに当たっては、この契約を履行するために必要な最小限の範囲にとどめるものとします。
- 2 事業者及び介護支援専門員は、情報収集に当たっては、利用者及びその家族にあらかじめ情報収集の目的、項目、範囲、方法、収集先を文書により示し、利用者及びその家族の同意を得ます。
- 3 事業者及び介護支援専門員は、収集した情報の内容を文書により利用者及び家族に示し、利用者及び家族から確認を得ます。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び介護支援専門員及び事業者の従業者である者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、その従事者が退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ない限り、介護支援専門員に、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いさせません。

第11条（利用料）

- 1 利用者は、事業者が提供する事業に対して、重要事項説明書別紙に記載した利用料を支払います。ただし、事業者が、介護保険法に基づき、利用者に代わって、利用料に相当する保険給付を受領する場合には、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の選択により通常の実施地域以外の地域を訪問して事業を行う場合には、重要事項説明書別紙に記載した交通費の支払いを利用者に請求できます。
- 3 事業者は、前項に規定する事業の提供にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して費用の説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

- 4 事業者は、契約期間中において利用料を含む料金を改定する場合には、利用者の同意を得た上で、重要事項説明書別紙のみ更新するものとします。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約満了日の1月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は他の居宅介護支援事業所に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族の不当な行為により双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがないため、契約の継続が困難となった場合、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (一) 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
 - (二) 利用者の要介護認定区分が、非該当・要支援1・要支援2と認定された場合。
(地域包括支援センターより介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業について委託を受けた際には「平成十八年厚生労働省 告示第百二十九号」に基づき利用料金を算定する事とする。
 - (三) 利用者が死亡した場合。

第13条（情報の保存・開示義務）

- 1 事業者は、利用者の居宅サービス計画及びその他の事業の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、又はその複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その利用者から申出があった場合には、当該利用者に対して居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第14条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対する事業の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事業の提供に伴って、事業者又は、介護支援専門員の責めに記すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 1 5 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟又は調停の必要が生じたときは、利用者の住所
地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とすることを、利用者及
び事業者はあらかじめ合意します。

第 1 6 条（協議事項）

- 1 利用者と事業者は信義に従い、誠実に本契約による義務を履行します。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従
い、第 1 条記載の目的のため、利用者事業者互いに信義に従い誠実に協議して決定
します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書 2 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者 以上の内容につき説明を受け、了承しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

事業者 当事業者は、居宅介護支援事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスは誠実に責任をもって行います。

所在地	宮城県栗原市若柳字川北並柳 6 番地 1
経営主体	合同会社 f i k a
事業所名	居宅介護支援事業所 とおわ
管理者	磯谷 大介 印
電話番号	0 2 2 8 - 2 4 - 9 5 5 7
F A X	0 2 2 8 - 2 4 - 9 5 5 8

